

平成22年3月11日発表資料

<p>発表事項</p>	<p>中国等における商標登録出願について</p>
<p>担当課</p>	<p>鹿児島県商工観光労働部観光交流局 かがしまPR課 担当 かがしまPR課長 前田 慎一（内線：3041）</p>
<p>内 容</p>	<p>中国等における第三者による不適切な商標登録を未然に防ぐとともに、“かがしまのブランド”の構築に資するため、本県が国内で保有している商標等のうち、上海マーケット戦略ロードマップ等により販路拡大を図る県産品と関連のあるものについて、中国等で商標登録を出願しました。</p> <p>○ 商標登録を出願した商標等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県章</li> <li>・ 県シンボルマーク</li> <li>・ かがしまの農林水産物認証マーク※</li> <li>・ かがしまブランドマーク※</li> <li>・ かがしま黒豚証明書※</li> <li>・ さつま地鶏※</li> <li>・ かがしま</li> <li>・ さつま</li> <li>・ 薩摩（「薩摩」の簡体字）</li> </ul> <p>※印は既に日本国内で商標登録済みのもの。</p> <p>○ 出願した国 中華人民共和国</p> <p>※ 「かがしま黒豚証明書」については、香港、マカオ、台湾、シンガポールにおいても出願</p> <p>○ 備考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の出願について審査結果が判明するのは、中国においては約3年後、香港、マカオ、台湾及びシンガポールにおいては約半年～1年後。</li> </ul>
<p>資 料</p>	<p>別添のとおり</p>
<p>ホームページ</p>	<p>ホーム&gt;産業・労働&gt;観光・特産品&gt;上海マーケット戦略ロードマップ</p>

## 商標登録を出願した商標

所管課	出願した商標	名称	商標分類及び役務の区分		出願国・地域
広報課		鹿児島県県章	第29類	食肉, 魚, 家禽肉及び食用鳥獣肉, 肉エキス, 保存処理, 乾燥処理及び調理をした果実及び野菜, ゼリー, ジャム, コンポート, 卵, ミルク及び乳製品, 食用油脂	中国
			第35類	広告, 事業の管理, 事業の運営, 事務処理	
		鹿児島県シンボルマーク	同上	同上	同上
かごしまPR課	かごしま	かごしま	同上	同上	同上
	さつま	さつま	同上	同上	同上
	薩摩	薩摩	同上	同上	同上
食の安全推進課		かごしまの農林水産物認証マーク	第16類	紙, 厚紙及びこれらを材料とする商品であって他の類に属しないもの, 印刷物, 製本用材料, 写真, 文房具, 文房具としての又は家庭用の接着剤, 美術用材料, 絵筆及び塗装用ブラシ, タイプライター及び事務用品(家具を除く。), 教材(器具を除く。), プラスチック製包装用品(他の類に属するものを除く。), 活字, 印刷用ブロック	同上
			第29類	食肉, 魚, 家禽肉及び食用鳥獣肉, 肉エキス, 保存処理, 乾燥処理及び調理をした果実及び野菜, ゼリー, ジャム, コンポート, 卵, ミルク及び乳製品, 食用油脂	
			第30類	コーヒー, 茶, ココア, 砂糖, 米, タピオカ, サゴ, 代用コーヒー, 穀粉及び穀物からなる加工品, パン, ペストリー(生地), 菓子, 氷菓, はちみつ, 糖みつ, 酵母, ベーキングパウダー, 食塩, マスタード, 酢, ソース(調味料), 香辛料, 氷	
			第31類	農業, 園芸及び林業の生産物並びに穀物であって他の類に属しないもの, 生きている動物, 生鮮の果実及び野菜, 種子, 自然の植物及び花, 飼料, 麦芽	
			第32類	ビール, ミネラルウォーター, 炭酸水及びアルコールを含有しないその他の飲料, 果実飲料及び果汁, シロップその他の飲料製造用調整品	
農産園芸課		かごしまブランドマーク	同上	同上	同上
畜産課		かごしま黒豚証明書	第29類	食肉, 魚, 家禽肉及び食用鳥獣肉, 肉エキス, 保存処理, 乾燥処理及び調理をした果実及び野菜, ゼリー, ジャム, コンポート, 卵, ミルク及び乳製品, 食用油脂	中国 香港 マカオ 台湾
		同上	同上	同上	シンガポール
		さつま地鶏	同上	同上	中国

(参考)商標登録までの流れ



